

## 和光大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

### (目 的)

第 1 条 このガイドラインは、補助金等に係る関係法令・規程等に基づき、和光大学（以下、「本学」とする。）において公的研究費に関する重要事項を定め、厳正かつ適正な管理・運営を図ることを目的とする。

### (公的研究費の管理・監査の責任体制)

第 2 条 最高管理責任者は、機関全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。最高管理責任者は、学長とする。

2. 統括責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運營業務について統括を行う。統括責任者は、副学長とする。

3. 公的研究費にかかわる日常的な管理・運営、研究活動支援業務および監査について、コンプライアンス推進責任者をおく。コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

### (適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

第 3 条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の不正を誘発する要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2. 最高管理責任者は、公的研究費を使用または管理する者に対し、研修および説明会等を実施し、適正な運営・管理が行われるよう必要な措置を講じるものとする。

3. 発注・検収業務について、当事者以外によるチェック体制を確立し、有効に機能するシステムを構築する。

### (不正防止計画と推進部局)

第 4 条 最高管理責任者は、本学全体の観点から不正防止計画の進捗管理に努める。不正防止計画推進部署を学長室会議とする。不正防止計画は別に定める。

### (相談窓口)

第 5 条 本学における公的研究費の事務処理手続きおよび使用ルール等に関する相談窓口をおく。

2. 相談窓口は、企画室学術振興係とする。

### (通報窓口)

第 6 条 不正使用等の疑いが生じた場合の公益通報の窓口として通報窓口をおく。

2. 通報窓口は、事業室総務係とする。
3. 通報窓口の長は、通報を受けた時、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
4. 通報の取扱いについては、別に定める。

(調査委員会)

第 7 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の報告を受けたとき、又は必要に応じて調査委員会を設置し、運営・管理に関する調査を行うものとする。

(不正使用に対する措置)

第 8 条 前条の調査の結果、不正使用があったと認められる場合、最高管理責任者は、直ちに当該事業に係わる研究の打ち切りを命じ、本学園就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずるものとする。

2. 不正使用に係わる取引があった業者については、研究費の返還、取引停止など必要な措置を講ずるものとする。

(モニタリングと内部監査)

第 9 条 公的研究費の適正な運営・管理のため、定期的および随時に内部監査を実施する。

2. 内部監査担当者は、最高管理責任者が任命する。
3. 内部監査担当者は、内部監査終了後速やかに最高管理責任者および不正防止計画推進部署へ報告書を提出しなければならない。
4. 内部監査で不正使用があったと認められる場合は、前条の措置を行う。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。